

芦別市給水装置工事申請の手引き

(令和6年4月1日～改定版)

上下水道課施設係

給水装置工事申請必要書類

1 申請に必要な書類

・給水装置工事申込み時

給水装置工事申込書(別紙4)、給水工事台帳(別紙5)、図面(給水工事台帳には完成時に記入するので、別紙A4コピー用紙で作成)、必要に応じ各種承諾書・念書(別紙7～9)

・完成時

給水工事台帳(別紙5)、工事完成通知書(別紙6)、完成写真、占用完成写真(国道、道道の占用工事の場合、2部作成)

2 給水装置工事申込み時の注意点

・工事の区分

新設、改造、撤去の区分、1工事の考え方を間違わないこと(別紙1、2参照)

・書類の作成

給水装置所有者、土地所有者、家屋所有者を間違わないこと。

配水管布設状況、既設給水管布設状況は、市上下水道課に確認すること。

・提出後

決裁が終了しましたら、給水工事台帳(別紙5)を返却します。完成時提出まで保管すること。

3 現地施工

別紙3参照

4 完成・検査

新築の場合、検査終了まで開栓することが出来ません。なお、新築の検査時には屋内を確認しますので、事前に所有者の承諾を得ること。

建物建築時に先行して水道を使いたい場合は事前に相談してください。また、完成前に量水器を引き渡しますが、検査前の開栓をしないこと。

5 給水工事手数料等

給水工事手数料等は検査後、申込者へ市業務係より納付書が送付されます。遅滞無く納付すること。

別紙1 新設・改造・撤去の考え方

1 新設の考え方

家屋の新築・建替え等の事由により、1建築物に新たに1個のメータを伴う給水装置を設置するもの等をいいます（芦別市水道事業給水条例施行規則第22条参照）。また、他人の給水管から分水(分岐)する場合は、念書(別紙7)及び承諾書(別紙8)が必要となります。

2 改造の考え方

既存の給水装置に対し、配管の変更、給水管延長の変更、水栓の増減等構造を変更する場合は改造申請が必要になりますが、下記のように申請方法が通常と異なる場合があります。

① 軽微な変更の場合

水道法施行規則、第十三条に法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）とすると、明記されており、それ以外は軽微な変更とは認められず、原則として改造申請が必要となります。

また、排水設備工事で、既設トイレが簡易水洗のため、給水管の分岐が必要ない場合、軽微な変更と認めます（給水装置工事申請は不要ですが、給水工事台帳(表面)は提出して下さい）。

その他、判断が難しい場合は施設係に確認して下さい。

② 所有者の事由によりメータを撤去するが、引込管を残す場合

分水または分岐が残る以上、撤去ではなく改造申請になります。ポリエンド止め等の処理をする場合は民地内で行い、腐食防止に防食シート巻きをします。

また、所有者の事情で残した残管部の漏水時については、所有者に責任が生じるため念書(別紙9)が必要になります。

3 撤去の考え方

建物の取壊し等の事由により、メータを取りはずし分水または分岐を撤去する場合をいいます。

分水の場合は分水栓をキャップ止めし、防食シート巻き(全巻)をします。また、分岐の場合は分岐部を撤去し本来の機能回復をしなければなりません。

別紙2 1工事の考え方

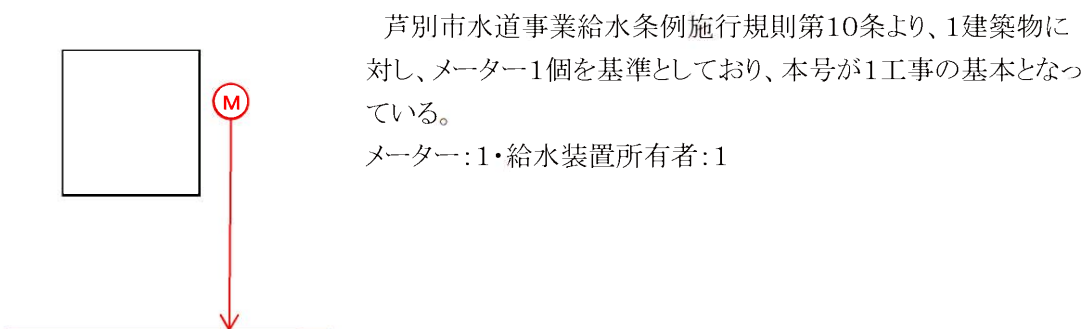
1 1工事の考え方

給水装置工事申込みをした際には、工事費に応じ給水工事手数料、工事監理費が発生します。その内、基本手数料については1工事ごとに計上する必要があります。

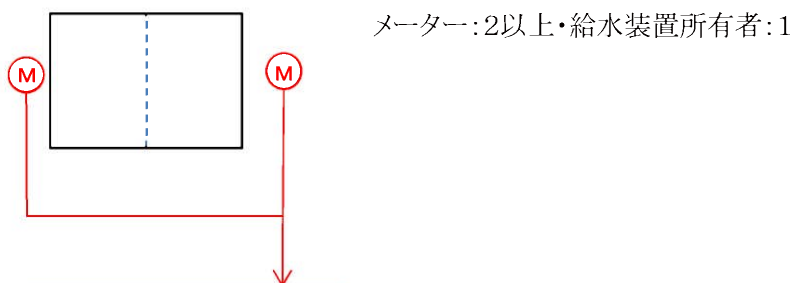
1工事については芦別市水道事業給水条例施行規則第22条に記載されており、新設について各号詳細が記載されています。改造、撤去についても新設の応用になります。

① 芦別市水道事業給水条例施行規則第22条各号の考え方(解説)

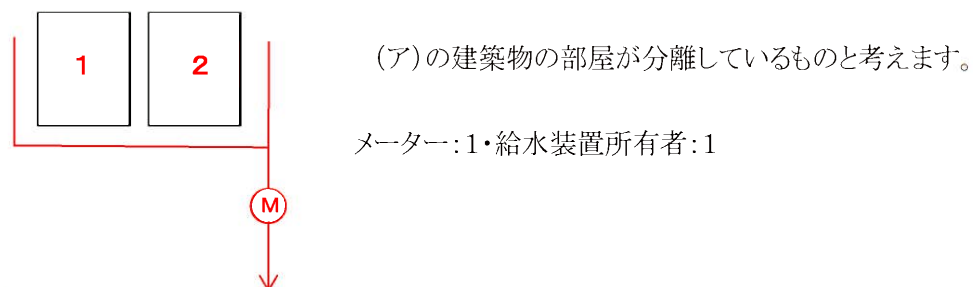
(ア) 1建築物について1個のメーターを伴う給水装置を設置するとき。



(イ) 1建築物について2個以上のメーターを伴う給水装置を設置するときで、給水装置の所有者が同一のとき。



(ウ) 同一敷地内の2以上の建築物で、1個のメーターを伴う給水装置を設置するとき。



(エ) 建築物を伴わない場所に1個のメーターを伴う給水装置を設置するとき。

空地に散水栓だけを設ける場合等。

(ア)と同様の考え方になる。



メーター:1・給水装置所有者:1

(オ) 建築物を伴わない場所にメーターを伴わない給水装置を設置するとき。

給水管のみ布設する場合。



メーター:0・給水所有者:1

その他、判断が難しい場合は市に相談してください。

別紙3 現地施工の注意点

1 写真撮影及び施工の注意点

写真は、机上検定でも把握できるようにし、不可視部分は全て撮影すること。

- ・着工前・完成

舗装復旧がある箇所、配管をした代表的な箇所

- ・分水栓

新設: 分水前、分水、防食シート施工(防食シートは配水管下部から包み込むように巻き、紐で縛り、ほどけないようにすること)

撤去: 撤去前、撤去・キャップ取付、防食シート施工(防食シートは配水管下部から包み込むように巻き、紐で縛り、ほどけないようにすること)

- ・配管工・分岐部

土被りが分かるように撮影すること(民地内0.8m、凍結が予想される場合は凍結深以上とする)

メータ近くで分岐している場合は、メータ以降で分岐していると分かるように。

- ・メータ設置(メータ新設等の場合)

メータボックス、メータベース、メータが写るように撮影すること。

- ・舗装復旧

- ・水圧試験(水圧試験が出来ない場合は気密試験)

- ・国道、道道占有がある場合は、配水管工事に準じた撮影をすること。

- ・その他、必要と認められる写真(特殊製品等)

- ・新設、改造、撤去、工種によって必要な写真が変わるので注意すること。

2 水道メータ

水道メータはφ25mm以下については市で支給し、φ25mmを超えるものについては所有者負担になりますので、メータ購入依頼書を提出していただき市で購入(メータ代+手数料10%を後日料金請求します)するか、個人で購入します。(個人で購入する場合は、メータ番号を施設係担当者に確認してください)

支給するメータについては、申請時には発注せず、必要と連絡を受けてから発注します。メーカーの在庫状況によっては到着まで時間が掛かる可能性があるため、余裕を見て連絡をしてください。

お客様から開栓の届出により、開栓となりますので、メータ設置時には開栓できません。

メータ及びメータ受信機設置位置は、冬季の検針・確認し易さを考慮し設置すること。

支給時メータ指針から、水道料金計測になります。

メータボックス内の断熱蓋は2枚以上入れること。

水道メータオフセット板は支給はしていませんので、形状の指定はありません。(設置は必要)

3 道路占有

分水新設、分水撤去する箇所が市道の場合は、市道路管理者へ道路工事施工承認申請書の提出が必要になります。

国道、道道の場合は市で占有申請をします。

許可が下りるまで、道路用地内での施工をしないでください。

別紙 4 給水装置工事申込書(表面)

決 裁	課長	係長	係	合議

別記第1号様式(第4条関係)

給水装置工事申込書	
② 芦別市上下水道事業 芦別市長様	① 令和 年 月 日
申込者 住所 氏名 電話	③
下記のとおり給水装置工事を行いたいので申込みます。	
給水装置設置場所	住所 ④
給水装置所有者	住所 ⑤ 氏名 ⑥ ※ 電話
土地所有者	住所 ⑥ 氏名 ⑥ ※ 承諾書 この申込みの給水装置を私の所有する土地に設置することを承諾いたします。 年 月 日
家屋所有者	住所 ⑦ 氏名 ⑦ ※ 承諾書 この申込みの給水装置を私の所有する家屋に設置することを承諾いたします。 年 月 日
指定業者名	⑧
予定工期	⑨ 年 月 日から 年 月 日まで
種別	新設・改造・撤去（給水支管・仮設・水洗） ⑩
備考	道路申請 ～ 有（国道・道道・市道）・無 ⑪

□の箇所について以下のとおり記入し、提出すること。

- ① 申込年月日を記入する。
 - ② 「芦別市上下水道事業 芦別市長」と記入する。
 - ③ 申請手数料支払者を記入する。(通常は指定業者名)
 - ④ 設置場所住所は、枝番まで記入する。
 - ⑤・⑥・⑦ 所有者を確認し記入、承諾日も記入する。基本的に自書とする。
 - ⑧ 指定工事業者名を記入する。
 - ⑨ 予定工期を記入する。
 - ⑩ 該当する箇所に、○を記入する。
 - ⑪ 該当する箇所に、○を記入する。
- ※箇所は自書以外の場合は押印する。

別紙 5 給水工事台帳(表面)

給水工事台帳												
種別	① 新設・改造・撤去(給水支管・仮設・本管・分本管)					指定業者名	③					
受付番号	受付日 令和 年 月 日					主任技術者名	④					
給水装置	② 場所					設計日	令和 年 月 日	④				
給水	② 利用者名					着工日	令和 年 月 日	①				
所有	② 氏名					竣工日	令和 年 月 日	①				
設計	② 電話					検査日	令和 年 月 日					
上下水道課	施設係長	施設係担当	施設係	業務係長	業務係	完工検査	上下水道課	施設係長	施設係担当	施設係	業務係長	業務係
設計番号						完工検査						
位置図						⑤						
⑤						②						
⑥ ③						④						
備考	メータ番号	水栓番号	メータ指針	メータ番号	水栓番号	メータ指針						
	⑥		④									

※ は申請時 は、完成時に記入し、提出すること。

用紙は白上質紙最厚口とし、カラー両面印刷にすること。

申請

- ① 申請種類等、該当する項目に○を書き込むこと。
- ② 給水装置使用者・所有者情報を記入すること(地番は枝番まで記入)。
- ③ 指定業者名・担当主任技術者名を記入すること。
- ④ 設計日を記入すること。
- ⑤ 申請場所が分かる位置図を貼り付けること。(住宅地図等)

完成

- ⑥ 既設メータがある改造・撤去の場合メータ番号を記入すること
- ① 着工日・完成日を記入すること。
- ② 完成図面を記入すること(平面図・立体図・使用資材・管種・延長が分かるように)完成時に変更になる可能性があるため、申請時には図面を書き込まないこと。(別紙で提出。別紙はコピー用紙可)配管について、給水装置すべてを記入すること。検針場所が把握できるように、受信機の位置を記入すること。
- ③ 新設メータの場合、完成時に記入すること。
- ④ 完成時指針(スタート、撤去)を記入すること。

別紙 6 工事完成通知書(表面)

	課長	係長	係	合議
決 裁				

別記第2号様式(第7条関係)

<h3 style="margin: 0;">工事完成通知書</h3>	
① 令和 年 月 日	
② 芦別市上下水道事業 芦別市長様	
住所 指定業者 氏名又は名称 ③ 電 話	
④ 月 日 下記のとおり給水装置工事を完成したので通知します。	
給水装置 設置場所	住所 ⑤
給水装置 所有者	氏名 ⑥
種 別	新設・改造・撤去（給水支管・仮設・水洗） ⑦
交 付 番 号	⑧
検 査 立 会 主任技術者	氏名 ⑨
検 査 員	氏名 ⑩
備 考	

の箇所について以下のとおり記入し、提出すること。

- ① 通知年月日を記入する。
- ② 「芦別市上下水道事業 芦別市長」と記入する。
- ③ 指定給水装置工事事業者を記入する。
- ④ 完成月日を記入する。
- ⑤・⑥・⑦・⑧・⑨ 給水工事台帳と相違ないように記入する。
- ⑩ 記入しないこと。

別紙7

令和 年 月 日

芦別市上下水道事業
芦 別 市 長 様

申請者 住所
氏名

自 筆 印

給水装置工事申込に関する念書

本申請は、下記の給水管所有者から承諾書をいただき、給水管分岐の申請を行っております。

本申請後、分岐部の責任については私が全て責任を負うことを誓います。

記

設 置 場 所	
給水管種類	新 設 ・ 仮 設
管 種・管 径	
分 岐 部 給水管所有者	住 所 氏 名
承 諾 書	別紙のとおり

様

給水装置所有者 住所
氏名

自 筆 印

給水管分岐承諾書

下記の給水管新設に当たり、私の所有する給水管から分岐することを承諾いたします。

記

設置場所	
設置者名	住所 氏名
管種	
管径	φ mm

